

令和5年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月13日(採決)

令和5年 第2回 定例会 会議録

日時 令和5年6月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様、おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」〔令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長、どうぞ。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案32号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」〔令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2,695万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ111億4,184万9,000円とするものでございます。

歳出における主な事業では、民生費、低所得者子育て世帯生活支援特別給付金に2,500万円、その関連経費に195万7,000円を補正するものです。

主な歳入では、県支出金、低所得者子育て世帯生活支援給付補助金2,695万7,000円の増とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第45号「篠栗町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第45号「篠栗町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、本町における企業の立地促進のため、奨励措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、経済活性化及び町民生活の安定に資することを目的とする本条例について、誘致当初からの固定資産税における奨励措置に関する条文において、業務的齟齬が生じるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、条例本文中の「不均一課税」を「課税減免」に改め、課税減免の割合を、新設に係る固定資産に対して課税する固定資産税については、規定にかかわらず、操業開始日の属する年度の翌年度以後3年度分を、本社機能を有する場合は100分の50に、その他の場合は100分の25に課税減免とする。あわせて、第7条及び8条を削り、第9条を第7条とし、第10条から12条までを、2条ずつ繰り上げるものです。

この条例については、公布の日から施行されます。

また、経過措置として、この条例における改正後の篠栗町企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請するものについて適用する。

ただし、この条例による改正前の篠栗町企業立地促進条例の規定の適用を受けているものは、適用分の追徴清算を行うことにより申請することができるものとする。

委員会の審議中、「業務上適切に処理されているのか」「手直しが必要なのか」との意見があり、その答弁として「業務上は適切に行われているが、条例に照らし合わせた場合、策定した部分が違う形にもとれるような表記になっているので文言を修正する」との答弁がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第46号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第46号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、昨年都市計画決定を行った和田地区地区計画の地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限規定等を本条例に追加することにより、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市圏都市環境を確保するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

条例の改正箇所は、別表第2に、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならないとされています。

一つ目に、法別表第2（い）項第8号及び第9号に掲げるもの。

二つ目に、店舗、飲食店その他これに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるもので床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの。

三つ目に、倉庫業を営まない倉庫。

四つ目に、前3号の建築物に附属するもの及び次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

一つ目に、住宅。

二つ目に、法別表第2（い）項第8号及び第9号に掲げるもの。

三つ目に、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの。

四つ目に、前3号の建築物に附属するものを追加するものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第47号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長、どうぞ。

○委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第47号「財産の取得について」

本議案は、篠栗中学校食器洗浄システム購入によるもので、購入の理由は、既存の食器洗浄システムは、平成14年から21年使用されており、経年劣化により度々不具合が発生することや、修理部品が生産中止になっていることにより、機器の更新を行うものであります。

当該財産の取得について仮契約を結んだため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得する財産は食器洗浄システム機器1台、契約金額は1,419万円、契約の方法は一般競争入札、納期は8月25日、契約の相手先は、福岡市博多区博多駅南

5丁目9番24号、株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷雅人。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

1点目、耐用年数はどのくらいか。

おおむね15年。

2点目、入札業者は何社か、また落札率は。

応札業者は2社、落札率は94.51%。

3点目、今使用しているものと同じメーカーか。

同じメーカーでございます。

4点目、配送、搬入、入替え工事等の費用も入った契約か。

全て込みの契約ということでございます。

5点目、メンテナンス費用はどうなるのか。

メンテナンス委託は行っていない。不具合が発生した場合、サービスで終わるもの、また支払いが発生するもの、ケースバイケースで対応する、ということでございます。なお、メーカー保証は1年という回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成で可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長報告に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第48号「権利の放棄について」を議題とします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告します。

議案48号「権利の放棄について」

本議案は、権利の相手方である株式会社やまやコミュニケーションズより、さらなる事業展開を行うため、当該土地に係る買戻特約の登記の解除申出がなされたことに伴い、検討協議した結果、買戻特約の登記の解除をするため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

株式会社やまやコミュニケーションズからの要望の理由として、メインバンクである福岡銀行を主とする取引銀行9行の参加によるシンジケートローンを組成し、土地・建物・建物付属設備・機械装置等を担保として設定し、有形無形の財産を一体として、抵当権の目的とするために、工場財団を組成する。

工場財団を組成するに当たり、登記他人の権利の目的たるものは、財団に所属させることが出来ないため、資金調達手段として進めているシンジケートローンの組成に必須である工場財団組成を進めるため、買戻特約の解除を検討してもらいたいとのことであります。

委員会の審議中、「登記上の表記のみ削除して売買契約書のほかにうたっている部分はどうなるのか。」と意見があり、その答弁として「売買契約書の条文・条項のみの修正となるので、ほかにおいては双方の約束事として残る状態になる」とのことでした。

---

---

---

---

当委員会において審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（荒牧 泰範） はい。ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

はい、浦野議員。

すみません。

まず、先に反対の討論から伺いますが、総務建設常任委員会でも申し上げましたが、篠栗町議会の手が及ぶところは、篠栗町の一般事務でございますので、特定の個人のプライバシーに関わる、もしくは、特定の企業の本件に関係ない業務内容も



しくは業績等についての発言は厳に差し控えてください。

それでは、反対討論をどうぞ。

○議員（浦野 雅幸） 皆さんおはようございます。

議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は、本案に以下の理由で反対いたします。

本案は、2018年2月15日、篠栗北地区産業団地に進出を希望する株式会社やまやコミュニケーションズと篠栗町が取り交わした売買契約の中の買戻条項をやまやの意向に沿って放棄したい旨の議案内容でございました。

やまやから提出された要望書には、新たな事業を行うためには、この条項がある限り、今後、複数の銀行からなるシンジケート融資が受けられないことや、既に工場も建設を終了し、本社機能も移設したことから、買戻条項を削除しても問題ないのではとの説明でした。

---

---

---

---

---

---

私は、長年、食品卸売会社に勤務しておりましたが、契約書は非常に重いもので、その内容を変更するような申出をする場合は、口頭での説明など論外で、十分な説明資料をそろえなければならないことは常識でした。

今回の議案に対し、執行部は、口頭での説明を受けただけとのことでした。詳細な説明がないままでは、十分な討論が出来ず、賛成は出来ないと結論に至り、反対いたします。

---

---

---

○議長（荒牧 泰範） \_\_\_\_\_

○議員（浦野 雅幸） \_\_\_\_\_

○議長（荒牧 泰範） \_\_\_\_\_

○議員（浦野 雅幸）

---

---

---

---

○議長（荒牧 泰範）

---

次に賛成の討論ございませんか。

村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号10番、村瀬敬太郎でございます。

私は、議案第48号に賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、北地区産業団地に進出した企業が、さらなる発展を目的とする資金調達のため、土地売買契約書第13条第3項の買戻特約登記の解除を求めたものであります。

この企業は、既に売買代金を完納し、所有権移転登記を完了し、社屋・工場も竣工し、本社移転も完了しております。本社機能は、既に動き出しており、様々なメディアにおいて周知されているところでもあります。土地売買契約書第13条第2項の条件を全て満たしており、その時点で買戻特約登記の解除がなされても、不都合はなかったものと思われまます。

さらに、財団登記に移行することで、所有権移転等は簡単には出来ない、より厳しい条件に移行するとのことでもあります。また、初期条件として、この地区では都市計画法第12条の4により、地区計画が張られておりまして、所有権移転が行われたとしても、食品関連の機能を有する工場等にしか使用は出来ません。このことから、土地売買契約が成立した時点で、篠栗町の所期の目的は達成されていたこととなります。

以上のことから、この議案における条件を勘案するとき、一定以上の条件を満たしており、買戻特約登記の解除をもってデメリットはないものと思われまます。

むしろ、まちづくりのパートナーとして進出してきた企業がさらなる成長を目指す、このことを応援していくことで、我が町にも大きなメリットがあると考えまます。

したがって、私はこの議案第48号に賛成をいたします。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 次に反対の討論を求めまます。

ございませんか。

では賛成の討論の方。

討論はないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成多数により可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 賛成多数と認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長(横山 和輝) 報告いたします。

議案第49号「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について」

本議案は、令和5年度篠栗町一般会計の既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,822万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ114億2,007万円とするものであります。

歳出における主な事業では、民生費において、敬老祝金に372万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に1億500万円、こども計画の策定アンケート調査に341万円、子ども家庭相談支援業務委託に310万5,000円。

衛生費に、総合保健福祉センターの指定管理の運営に対し燃料費高騰支援補助金として1,300万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に6,690万9,000円。

商工費に、キャッシュレス決済ポイント還元業務委託に6,600万円を補正するものです。

その他、人事異動に伴う人件費として821万円の増額補正などを行っております。

主な歳入では、国庫支出金2億8,003万2,000円の増、県支出金174万9,000円の増、地方交付税106万円の減、諸収入250万円の減とするものです。

債務負担行為補正については、粕屋南部消防組合分担金に、令和5年から令和9年度まで、1,151万3,000円。こども計画策定業務委託に、令和5年度から令和6年度まで、918万5,000円を追加するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第50号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第50号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計の既定の予算に、歳入歳出それぞれ534万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,071万2,000円とするものであります。

補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を534万3,000円の減額補正。

歳入において、繰入金を534万3,000円の減額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第51号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第51号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について」

本議案は、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計の既定の予算に、歳入歳出それぞれ35万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,612万6,000円とするものであります。

補正予算内容は、歳出において人事異動に伴う人件費を35万1,000円を増額補正。歳入においては繰入金を35万1,000円を増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号「令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長(横山 和輝) 報告いたします。

議案第52号「令和5年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について」

本議案は、令和5年度篠栗町水道事業会計に、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出113万円を減額し、収益的支出の予定額を5億5,069万3,000円とし、8,986万円の黒字予算とするものであります。

補正予算内容は人事異動に伴う人件費の減額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので詳細につきましては省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(荒牧 泰範) はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、次に討論に移ります。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第53号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出7万5,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億8,526万9,000円とし、1,079万4,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、発議第4号「『篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会』の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本発議は、全員協議会にて協議を行い、議員全員での発議で行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩）

発議第 4 号

令和 5 年 6 月 1 3 日

篠栗町議会議長 荒牧 泰範殿

提出者 篠栗町議会議員 古屋宏治、

賛成者 篠栗町議会議員 今長谷武和、横山和輝、栗須信治、品川静、

太郎良瞳、崎山佐穂、門馬良、浦野雅幸、吉本文枝、

村瀬敬太郎

「篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会」の設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

（提出理由）本町の豊かな自然環境を適正に保全し、町民の健全な生活環境を守るため、総合的な環境対策に関し調査するとともに、新エネルギー施策の推進など総合的なエネルギー対策に関して調査するため。

施行期日は令和 5 年 6 月 1 3 日とする。

「篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会」の設置に関する決議

次のとおり篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 1 0 9 条及び篠栗町議会委員会条例第 4 条の 2
- 3 目 的 本委員会は、次の事項について必要な調査を行う。
  - 自然環境の保全について
  - 総合的な環境対策について
  - 省エネルギーの促進及び新エネルギーの利用促進について
  - 再生可能エネルギー利用促進について
  - 原子力発電対策について
  - 脱炭素化について
- 4 委員の定数 1 1 人（議長を除く）
- 5 設置期間 令和 5 年 6 月 1 3 日から調査が終了するまで



6 その他 議会閉会中も継続して調査できるものとする  
以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの発議の朗読文に対して、何か質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、ただいまから採決を行います。

発議第4号について本案に賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会並びに議会広報広聴委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたしたいと思えます。

総務建設・文教厚生両委員長並びに議会広報広聴委員長から、会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長並びに議会広報広聴委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長並びに議会広報広聴委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます、

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、三浦町長、何か発言することがございますか。

どうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和5年第2回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

「農業委員会委員の任命について」12件、「篠栗町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案2件、「財産の取得について」「権利の放棄について」各1件、専決処分の承認を含め、令和5年度補正予算案6件の上程いたしました22議案全てにつきまして、可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

また、本日は発議第4号によりまして「『篠栗町自然環境新エネルギー対策特別委員会』の設置について」が、皆様方の総意によって御承認されました。カーボンニュートラルに向けた我が町の新たな取り組みについて、議会とともにしっかりと前進するように努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

開会日の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、今回議員の皆様方の構成が大きく変わり、議会運営の点でもかなりの変化がありました。そうした中で、議長をはじめ総務建設・文教厚生両委員長のもとで、これまでもまして、しっかりと御審議いただきました。こうして閉会を迎えることが出来たことに重ねてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、本定例会期間中、6月6日に福岡県町村会臨時総会が開催されました。これは2年に一度行われる福岡県町村会長・副会長・幹事の選挙を行う重要な総会でございます。既に御承知のことと思いますが、新しい会長職に、水巻町長の美浦喜明氏が当選されました。

私も、再度副会長として、他の3人の副会長とともに、福岡県町村会の職務に携わることとなりました。篠栗町長として、町民の皆様のために軸足を置いて仕事を行うことはもちろんでございますが、引き続き、福岡県内31町村のためにも、頑張る所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

6月11日に「令和5年度篠栗町消防団消防操法大会」を開催いたしました。議会からも議員全員の皆様にお越しいただき応援いただいたことは、消防団員にとって大変励みになります。どうもありがとうございました。

議長の御挨拶にもありましたとおり、消防団員にとって、機械器具の正確な操作は、この操法大会に向けた1か月以上の長い訓練によって培われるものでございます。大会を通じて、消火活動に向けた消防団員の正確な器具の操作、機敏な行動、

そして各班や分団、ひいては、篠栗町消防団全体の団結力は確実に増し、伝統ある篠栗町消防団の歴史をつなぐことが出来たと大変力強く感じた大会でございます。

来年は上位大会も開催されますので、さらなるレベルアップを期待しているところでございます。

6月17日は、「よろこびとふれあいのまちづくりフォーラム」が開催されます。今年「協働のまちづくり、みんなでつくる地域の輪(和)」をメインテーマに準備を進めております。ぜひ、議員の皆様にも足を運んでいただけましたら嬉しい限りでございます。

以上、議会期間中の取り組み等を御報告し、令和5年度篠栗町議会第2回定例会閉会の挨拶といたします。今後とも、篠栗町議会におかれましては、篠栗町発展のための車の両輪として、お力をいただきますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。長期間にわたる御審議どうもありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

吉本 文枝

---

篠栗町議会議員

門馬 良

---